東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年10月 1日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 1日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	静止型無停電電源装置(1A)給電中において、故障警報「電源装置1A故障」及び「分電盤1A接地」の発生・復帰が認められたため、原因調査・対策検討。 なお、当該電源装置の給電状態は異常無し。	GⅢ	
2	1·2亏廃業物 加	補助ボイラー設備補助ボイラー(A)運転中、気水分離器(A)蒸気トラップ上流弁の軸封部において、漏えい(凝縮水が水泡状に微小漏えい)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。なお、漏えい水は汚染無し。	GⅢ	